

〔大使館からのお知らせ〕

平成 28 年 12 月 8 日

キルギス在留邦人の皆様及び旅行者の皆様
在キルギス日本国大使館

年末年始に海外に渡航・滞在される方の安全対策のためのお知らせ
～テロ・感染症・麻薬犯罪等対策と「たびレジ」による
緊急連絡先登録のお願い～

【ポイント】

海外に渡航・滞在される際には、安全について国内で生活している時とは異なる心構えが必要です。特にテロ、麻薬犯罪等には十分注意してください。また海外では、日本ではなじみのない感染症が流行している場合があります。

最新の安全情報を入手するため、また、緊急時に現地の大使館・総領事館からの連絡を受け取るため、海外に渡航される際は外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録を、3か月以上滞在される場合は在留届の提出をお願いします。

■ 外務省海外旅行登録「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

■ 在留届（3か月以上滞在される方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/>

1 テロへの注意

●世界各地においてイスラム過激派等によるテロ事件が発生している中、特に、年末年始にかけては様々なイベント等が行われ、これに集まる不特定多数の群集を標的とするテロの発生が懸念されます。

●こうしたテロの被害に巻き込まれることのないよう、テロの標的となりやすい場所（不特定多数の人が集まる場所等）を訪れる際には、情報収集に努めるとともに、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる等、安全確保に努めてください。

2 麻薬犯罪等の一般的な安全対策

●一般に海外の治安は、日本と比較して必ずしも良いとは言えず、また国によっては、年末年始に犯罪発生率が高くなりますので、十分注意してください。

●生命と身体の安全を最優先し、万一強盗等に遭った場合でも、相手が武器を

持っていることを想定し、抵抗しないようにしてください。

●多くの国や地域では、麻薬等違法薬物犯罪に関する取り締まりが強化されています。罰則等も非常に厳しく、場合によっては外国人にも死刑や終身刑等の重刑が科されますので、絶対に関わらないようにしてください。

●日本人女性が性的暴力被害に遭う事件が多発していますので、隙を見せないよう十分に注意してください。

●海外滞在中はパスポートの管理に気を配るとともに、万一に備え、十分な補償内容の海外旅行保険に加入しておくことをお勧めします。

●事件・事故等に遭遇した場合には、現地警察等の指示に従い行動するほか、最寄りの日本国大使館・総領事館等にも御連絡ください。さらに、渡航・滞在中の日程・連絡先を必ず本邦の家族等に伝えておくとともに、連絡を絶やさないでください。

3 感染症に関する安全対策

●海外渡航では、感染症にも注意が必要です。中南米、アジア・太平洋を中心にジカウイルス感染症が発生しており、感染が小頭症等の原因となることが分かっています。特に妊娠中の方又は妊娠を予定している方は、発生国・地域への渡航・滞在を可能な限りお控えください。

●中東では、中東呼吸器症候群（MERS）が発生しています。ウイルスの保有宿主とされるラクダへの接触は避けてください。

●食べ物や水を介した消化器系の感染症（A型肝炎、E型肝炎、コレラ、赤痢、腸チフス等）にも注意が必要です。公衆衛生事情の悪い途上国に渡航する場合は特に注意してください。

●海外の多くの国・地域では、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生が相次いで確認されています。これらの疾病を日本国内へ持ち込まないために、帰国時の空港等における動物検疫に御協力ください。

■外務省海外安全ホームページ（※各国の詳細・最新の安全情報はこちらを御覧ください。）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>（携帯版）

■ 外務省海外旅行登録「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

■ 在留届（3か月以上滞在される方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/>

■ スマートフォン用 海外安全アプリ

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

■ 問い合わせ窓口

○外務省領事サービスセンター

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902, 2903

(外務省関係課室連絡先)

○外務省領事局政策課 (海外医療情報関連)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 5367

○外務省領事局海外邦人安全課 (テロ・誘拐, 海外医療情報関連を除く)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 5144

○外務省領事局邦人テロ対策室 (テロ・誘拐関連)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 3047

【本文】

はじめに

海外渡航の前には、万が一に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。また、「たびレジ」や在留届等であらかじめメールアドレスを登録いただいた方には、緊急事態が発生した場合、外務省から一斉メール等により、情勢と注意事項をお伝えします。(上記URLをご参照ください。)

1 テロへの注意

(1) テロの脅威

近年、世界各地において、ISILをはじめとするイスラム過激派組織等によるテロ事件や、こうした過激派組織の主張に影響を受けたとみられる者による一匹狼(ローンウルフ)型等のテロ事件が多発しており、予断を許さない状況にあります。

こうした中、バングラデシュ・ダッカで7名の日本人が殺害された襲撃テロ事件(7月)をはじめとして、今年に入ってから主なものだけで以下のようなテロ事件等が発生しており、特に欧州、米国において、不特定多数の群集を標的として、銃を乱射する、大型トラックを走らせる等の方法で多数を殺傷した事案も発生しています。今後も同様の事件が発生する可能性は否定できず、日本人・日本権益が標的となるおそれがあります。特に年末年始は、各地で様々な記念日や祝祭日のイベント等が行われ、これらの際に群集を標的とするテロの発生が懸念されます。

〈今年発生した主なテロ事件等〉

○インドネシア：ジャカルタ中心部の警察署及び米国系カフェ付近での爆弾テロ事件（1月14日）

○トルコ：アンカラ，イスタンブールの通りや集会等での爆弾テロ事件（1月～3月）

イスタンブール・アタテュルク国際空港における自爆テロ事件（6月28日）

○ベルギー：ブリュッセルの地下鉄，空港での銃撃・自爆テロ事件（3月22日）

○米国：フロリダ州オーランド市のナイトクラブでの銃撃テロ事件（6月12日）

ミネソタ州のショッピングモールでの襲撃事件（9月17日）

ニューヨーク市の繁華街，及び，ニュージャージー州のマラソン会場での爆発事件（9月17日）

オハイオ州立大学での乗用車，ナイフを用いた襲撃事件（11月28日）

○マレーシア：クアラルンプール市郊外のショッピングモールでの爆弾テロ事件（6月28日）

○バングラデシュ：ダッカ市内のレストランでの襲撃テロ事件（7月1日）

○フランス：ニース市での花火の見物客に対するトラック突入によるテロ事件（7月14日）

○ドイツ：アンスバッハ市の野外音楽祭での爆弾テロ事件（7月24日）

○タイ：フアヒン，プーケット等のリゾート地での爆発事件（8月11～12日）

○フィリピン：ダバオ市の夜間市場での爆発事件（9月2日）

（2）テロ等に関する安全対策

ア 海外に渡航・滞在される方は，上記のような情勢に十分留意し，テロ，誘拐等の不測の事態に巻き込まれることのないよう，具体的に以下の点に注意してください。

●外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等により，最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに，日頃から危機管理意識を持つようにする。

●テロの標的となりやすい場所（繁華街，イベント会場，ホテルなどの宿泊施設，レストラン，リゾート施設，観光施設，複合商業施設，野外マーケットや市場，大学等不特定多数が集まる場所，公共交通機関，宗教施設，政府・軍・警察関係施設，欧米関連施設等。国により事情が異なりますので，各国の安全情報をよくご確認ください。）を訪れる際には，周囲の状況に注意を払い，不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる等，安全確保に努める。

イ 実際に、テロ・爆発事件に遭遇した場合に被害を最小限に抑えるため、例えば次の諸点を心がけることをお勧めします。

<予防措置>

- 退避ルートを確認する。
- 隠れられる場所を確認する。
- 常に周囲の状況に注意を払い、不審者や不審物を見かけたら速やかにその場を離れる。

<対処法>

- 爆発音・銃撃音を聞いたらその場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとる、あるいは、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、速やかに、低い姿勢を保ちつつ安全なところに退避する。

（海外旅行のテロ・誘拐対策パンフレット
（<http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph.html>）も併せて参照ください。）

2 麻薬犯罪等の一般的な安全対策

一般に海外の治安は日本と比較して必ずしも良いとは言えず、特に、国によっては、犯罪発生率が高くなるため、何らかのトラブルに巻き込まれる可能性は排除できません。海外旅行の際には、法制度、文化、風俗・習慣等のすべてが日本とは異なることを強く認識して、トラブルに巻き込まれないよう十分注意し、楽しい旅行にすることが大切です。

海外滞在中、できるだけ安全かつ快適に過ごすため、また、不測の事態に巻き込まれることなく無事に帰国するための注意事項を以下のとおりお知らせいたします。

旅行中、万が一事件・事故等に遭遇した場合には、現地警察等の指示どおりに行動するほか、最寄りの日本国大使館・総領事館等にも報告してください。更に、旅行中の日程・連絡先は必ず本邦の家族等に残しておくとともに、旅行の間も家族等との連絡を絶やさないでください。

（1）各種犯罪被害について

いずれの国や地域においても多種多様な犯罪が発生し、また多くの旅行者が被害に遭っています。海外滞在中は、どの国や地域を訪問しても何らかの犯罪に巻き込まれるおそれがあることを常に念頭に置いて、慎重に行動してください。

基本的な心構え（対策）は次のとおりです。

- 多額の現金や多くの貴重品を持ち歩かない。
- 空港や市内両替所で多額の両替・換金をしない。
- 目立たない行動や服装を心がける。
- 夜間あるいは人通りの少ない場所の一人歩きは避ける。
- タクシーを利用する際は、いわゆる「白タク（先方から声をかけてきて客を乗せ込む性質のもの）」は絶対に利用せず、たとえば最寄りの大きなホテルまで行って乗る等の工夫を心がける。
- 見知らぬ人から日本語や片言の英語等で親しそうに話しかけられた場合、誘いに乗って一緒に行動すると、睡眠薬強盗（睡眠薬を入れた飲食物を勧められ、意識を失っている間に所持品を奪われる）やいかさま賭博、あるいは「ぼったくり」等の被害に遭う可能性が高いので、ついていかない。（可能であれば最初から取り合わないよう心がける。）
- 生命と身体の安全を最優先する。強盗に遭っても、相手が武器を持っていることを想定し抵抗しない。
- 現地の風俗・習慣に配慮する。日本人同士で集団になって騒ぐ等、現地の人々の感情を刺激するような行為は慎む。

（2）麻薬等違法薬物犯罪に関する注意

多くの国や地域では、麻薬等違法薬物犯罪に関する取り締まりが強化されています。罰則等も非常に厳しく、場合によっては外国人にも死刑や終身刑等の重刑が科されます。「旅行者だから少しぐらい・・・」といった甘い考えは絶対に通用しません。違法薬物には絶対に興味を示さないようにすることはもちろん、繁華街の路地裏など麻薬・薬物犯罪の温床となるような場所には近づかない、不審なもの（タバコ、高級茶葉と称される例が多い）を購入しない、そして、見知らぬ人物から物品の購入や運搬を依頼されても決して応じないことが肝要です。なお、自分では気付かないうちに「運び屋」として利用される可能性もあるので、出国の際、見知らぬ人物又は知り合ったばかりの人物から、「△△氏へのおみやげを持って行って欲しい。」などの依頼を受けた場合は、毅然とした態度で断りましょう。また、知らない間に手荷物に薬物等に入れられてしまうこともあるので、空港等においては手荷物から目を離さず、管理を徹底してください。

（3）女性への性的暴行に対する注意

近年、海外において日本人女性が性的暴行の被害に遭う事例が多発しています。特に海外では言葉が通じにくいことや、日本女性に対する偏った思い込み

もあり、外国人男性から強引なアプローチを受けることがあります。隙を見せないよう十分に注意してください。

- 女性の単独行動や夜間の外出は控える。
- 旅行中に親しげに声をかけてくる外国人に対しては、安易に信用せず、警戒心を忘れずに、少しでも不審に思ったときははっきりと断る。観光案内を持ちかけられてもついていかない（日本語で話しかけ、日本での滞在経験や日本人の知り合いの名前に言及するなどして旅行者を安心させてだますような巧妙な手口も発生しており、注意が必要です。）
 - 知らない人に勧められた飲食物を安易に口にしない。
 - 過度な飲酒は控える。
 - 過度な肌の露出を避ける。
 - ホテルの部屋等においてドアをロックされ、ドアを開ける場合は、防犯チェーンを掛けたままで相手を確認する。（ホテルのスタッフや、水道や電気の修理人に見えても、頼んだ覚えがなければフロントに確認を取る。）
 - タクシーを利用する場合は、タクシー乗り場から正規のタクシーを利用し、白タク等の営業許可を受けていないタクシーには絶対に乗らない。

不幸にも性犯罪の被害者となってしまった場合には、速やかに最寄りの警察か、日本国大使館・総領事館に御相談ください。大使館・総領事館では被害者の個人情報厳格に管理し、被害者の方の人権にも最大限配慮して対応いたしますので、安心して御相談ください。

（４）旅行制限区域及び写真・ビデオ撮影の制限等について

多くの国や地域では、政府関係施設や軍事施設及び軍事関連施設、あるいは宗教施設等の立入りが厳しく制限されています。慎重に行動してください。

また、これら施設や設備がある場所の周辺では写真・ビデオ撮影が禁止されている場合が多く、現地法令に基づき、カメラ等所持品の没収のほか、逮捕・拘束されるおそれがあるため、最大限の注意が必要です。日本にいるのと同じ感覚で行動することは厳に慎み、たとえば撮影の前には、必ず周囲の係員や現地の人々等に制限の有無等について確認を求めるとしてしてください。

（５）旅券（パスポート）の管理及び携行義務について

最近、世界各地で日本人の旅券（パスポート）の紛失・盗難事案が多発しています。紛失や盗難を防ぐためにも、（ア）パスポート等貴重品の入ったバッグは身体から離さない、（イ）バスや地下鉄の車内ではリュック等は身体の前で抱える、（ウ）人混みの中では荷物から目を離さないといった行動を心がけてくだ

さい。

万が一パスポートを紛失したり、盗難に遭ったりした場合は、直ちに現地の警察に赴き、紛失届あるいは被害届を提出し、いずれかの写し又は紛失・被害証明を入手するとともに、日本国大使館又は総領事館の領事窓口まで御連絡・御相談ください。

多くの国や地域では、外国人はパスポートを常時携帯することが法律で義務付けられており、警察官に職務質問を受け、また提示を求められた場合にはこれに応じなければなりません。違反すると罰金等を科されることもありますので、パスポートの常時携帯が義務づけられている国・地域では、紛失したり盗難に遭ったりしないよう十分注意し、管理を徹底しつつ携帯するようにしてください。

(6) 海外旅行保険

国や地域によっては、突然事故に遭い、また病気や怪我をして病院に搬送されても、実費あるいは保険等による治療費の負担が保証されないと、診察や治療が受けられない（断られる）ことや、治療費が支払われないと退院を認めないことがあります。また医療水準や衛生事情により、その国では必要な治療が受けられず、他国や日本への緊急移送が必要となる場合もあります。当然のことながら保険に入っていないと、時には数千万円にもものぼる高額な医療費・移送費を全て自己負担しなければなりませんので、万が一に備え、十分な補償内容の海外旅行保険に加入しておかれることをお勧めします。

3 感染症に関する安全対策

海外では、日本と同じように公衆衛生事情の良い国ばかりではありません。様々な感染症のリスクがあります。海外に渡航する際は、渡航先の感染症情報を確認してください。以下では、特に注意すべき感染症及びその予防対策についてお知らせします。

(1) 海外での感染症予防のポイント

ア 渡航先や現地での行動内容によって、罹患する可能性のある感染症はさまざまです。詳しくは以下の厚生労働省からの情報を参考に感染症に対する正しい知識と予防方法を身につけ、渡航に備えてください。

(厚生労働省：年末年始における海外での感染症予防について)

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/travel-kansenshou.html

イ 引き続き中南米、アジア・太平洋を中心にジカウイルス感染症が発生しています。現地への渡航を予定している方は、以下の感染症広域情報等を参考に、**厳重な防蚊対策を講じるようにしてください**。特に、妊婦及び妊娠予定の方は、**ジカウイルス感染が胎児の小頭症等の原因となるおそれがあることから、発生国・地域への渡航・滞在は可能な限りお控えください**。（感染症広域情報：発生国・地域では予防に努めてください。）

http://www2.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/pcinfectioninfo.asp#widearea

ウ 中東では、サウジアラビアを中心に中東呼吸器症候群（MERS）が流行しています。現地のヒトコブラクダがウイルスを保有していると言われており、ラクダとの接触や未殺菌乳の摂取は**厳に控えるようにしてください**。

（感染症広域情報：MERSコロナウイルスによる感染症の発生）

http://www2.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/pcinfectioninfo.asp#widearea

エ 多くの国・地域で高病原性鳥インフルエンザが発生しています。鳥インフルエンザは、鳥インフルエンザにかかった鳥の羽や粉末状になったフンを吸い込んだり、その鳥のフンや内臓に触れてウイルスに汚染された手から鼻へウイルスが入ったりするなど、人の体内に大量のウイルスが入ってしまった場合に、ごくまれに人に感染すると考えられています。人から人への持続的な感染は確認されていませんが、発生国・地域に渡航・滞在する際は、こまめに手を洗う、生きた鳥を扱う市場や家禽飼育場への立入を避けるなど、**予防に心がけて下さい**。

なお、鳥インフルエンザ等の家畜の伝染病疾病を日本に持ち込まないために、以下2（5）の動物検疫に関する注意もご参照ください。

（感染症スポット情報：鳥インフルエンザA（H7N9）のヒト感染症例発生）

http://www2.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/pcinfectioninfo.asp#spot

厚生労働省ホームページ

「鳥インフルエンザについて」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144461.html>

「鳥インフルエンザ（H5N1）について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144523.html>

「鳥インフルエンザ（H7N9）について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144470.html>

農林水産省ホームページ

「鳥インフルエンザに関する情報」

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>

オ 海外渡航で最も感染する可能性が高いのは、食べ物や水を介した消化器系の感染症（A型肝炎，E型肝炎，コレラ，赤痢，腸チフスなど）です。途上国など公衆衛生事情の悪い地域では感染リスクが高いため，以下のことに注意してください。

○ 手洗いをこまめにしましょう。

食事の前には必ず石けんと水で手を洗いましょう。きれいな水が使えない場合は，手洗い後にアルコール成分を含む衛生用品の利用が効果的です。

○ 生水や氷を避けましょう。

未開封の市販の飲料水が最も安全です。水道水はしっかりと沸騰させるか，飲料水消毒用薬剤を使用してから飲んでください。屋台や不衛生な飲食店で提供される氷は，病原体に汚染されていることがあるので注意しましょう。自分で氷を作る場合は，未開封の市販の飲料水を使用してください。

○ 生の野菜や果物は避けて，完全に火の通った食べ物を食べましょう。

野菜や果物は，生水を用いて処理されている場合に，病原体に汚染されていることがありますので，生のものを食べる際は自分で皮をむいたものを食べましょう。

また，生鮮魚介類や生肉等を介した寄生虫疾患が流行している地域もあるため，十分に加熱調理されたものを食べるようにしてください。屋台や不衛生な飲食店の料理には注意しましょう。

カ 日本で発生していない，動物や蚊・マダニなどが媒介する感染症が流行している地域も多く注意が必要です。また，麻しん（はしか）やポリオは，日本では流行していませんが，海外で感染することがあるので同様に注意が必要です。

（2）渡航前の予防接種

海外へ渡航される方は，渡航先の感染症発生状況に関する情報を事前に入手し，予防接種が受けられる感染症については，余裕をもって医師に相談しておくなど，適切な感染予防を心がけましょう。

（FORTH /厚生労働省検疫所「予防接種機関の探し方」）

<http://www.forth.go.jp/useful/vaccination02.html>

(3) 帰国後に体調が悪くなったら

ア 日本国内の空港や港では検疫所が設置されており，渡航者の方を対象に健康相談を行っています。帰国時に発熱や下痢の症状があるなど，体調に不安がある場合は，検疫所係官に御相談ください。また，帰国後に心配なことがある場合は，最寄りの保健所に御相談ください。

イ 感染症には，潜伏期間（感染してから発症するまでの期間）が数日から1週間以上と長いものもあり，帰国後しばらくしてから具合が悪くなる場合があります。その際は，早急に医療機関を受診し，渡航先，滞在期間，現地での飲食状況，渡航先での行動，家畜や動物との接触の有無，ワクチン接種歴などについて必ずお伝えください。

ウ 中東呼吸器症候群（MERS）が流行している中東地域に渡航歴のある方で，発熱・咳・呼吸困難などの急性呼吸器症状がある方や，MERSが疑われる患者又はラクダと接触した可能性がある方は，各空港等に配置された検疫所の検疫ブース又は健康相談室で検疫官にお申し出ください。帰国後2週間以内に上記の症状が見られた場合には，直ちに電話にて最寄りの保健所に連絡するようお願いいたします。

(4) 海外の感染症に関する情報

海外の感染症に関する情報は，厚生労働省検疫所及び外務省のホームページから入手することが可能です（以下のリンク参照）。出発前に渡航先の感染症の流行状況等に関する情報を入手することをお勧めします。また，日本国内の空港や港の検疫所においても，リーフレット等を用意し情報提供を行っていますので，御活用ください。

○感染症に関するホームページ

■世界各地の感染症発生状況

FORTH/厚生労働省検疫所ホームページ

<http://www.forth.go.jp/index.html>

外務省海外安全ホームページ > 医療・健康関連情報

http://www.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/index.html

■感染症別の詳細情報

FORTH/厚生労働省検疫所ホームページ > 感染症についての情報

<http://www.forth.go.jp/useful/infectious/name.html>

国立感染症研究所 感染症情報センターホームページ > 疾患別情報

<http://idsc.nih.go.jp/disease.html>

■ 渡航先の医療機関等情報

外務省ホームページ>海外渡航・滞在>海外安全対策 >世界の医療事情（在外公館医務官情報）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html>

（5）動物検疫に関する注意

ア 海外の多くの国・地域では家畜の伝染性疾病が発生・流行しています。特に、中国、韓国、台湾等では、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の継続的な発生が確認されており、欧州においてもスウェーデン、デンマーク等で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され、国内においても高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されています。また、ロシア、ポーランド等では、アフリカ豚コレラの発生も確認されており、これらの疾病を日本国内へ持ち込まないために、海外では、家畜を飼養している農場等への不要な立入りを避けるようにしてください。

イ 海外で牛、豚、鶏などの家畜のいる場所に立ち入った方や日本国内で家畜に触れる予定のある方は、帰国時に空海港の手荷物引き取り場内にある動物検疫所カウンターに必ずお立ち寄りください。

また、入国時に動物検疫に関する質問票が配られたり、質問が行われることがありますので、御協力をお願いします。

ウ 帰国時には、空海港において、すべての方を対象に靴底の消毒を実施していますので、消毒マットの上を歩いていただくよう御協力をお願いします。

エ また、これらの伝染性疾病の発生している国・地域からの肉製品の日本への輸入は禁止しており、発生していない国からであっても検査証明書が必要です。あらかじめ御留意ください。

○参考情報

農林水産省ホームページ

「空海港における水際検疫の強化について」

http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/quarantine_beefup.html

動物検疫所ホームページ

「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

「Animal quarantine information for travellers to Japan」(英文)

<http://www.maff.go.jp/aqs/languages/info.html>

政府広報インターネットテレビ

「動物検疫・植物検疫 ～海外からの持ち込みに注意～」

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg9589.html>

引き続き、大使館等から連絡を受けられる体制を常時維持していただけますよう、よろしくお願いいたします。

在キルギス共和国日本国大使館

所在地：ビシュケク市ラザコヴァ通り 16 番地

16, Razzakov Str., Bishkek, 720040, Kyrgyz Republic

電話番号：(0312) 300050 / 300051 FAX：300052